

監 査 公 告

米沢市職員措置請求に基づく監査結果の公表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成28年9月27日付けで提出された監査請求について、同法同条第4項の規定により監査を行ったので、同法同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年12月7日

米沢市監査委員 大 澤 悦 範

米沢市監査委員 工 藤 正 雄

写

米沢市職員措置請求 に係る監査結果報告書

(平成28年9月27日【住監第2号】)

米沢市監査委員

第1 請求のあった日

平成28年9月27日

第2 請求人

米沢市

第3 請求の要旨

(原文)

米沢市職員措置請求書

1 請求の趣旨

イ 当事者

- ・市長 中川勝 ・前建設部長
- ・前建築住宅課長
- ・前建築住宅課長補佐兼建築係長
- ・前市長 安部三十郎

ロ 当事者が行った行為・又は怠ったこと

米沢市は平成26年度の9月定例会第65号議案として上程された、新文化複合施設新設建築工事請負契約の一部変更契約について、原案通り可決された結果、34,955,280円の公金が支出された。(証-1・2)

ハ 違法性及び不当の理由

- ① 本件議案の上程理由として、米沢市建設工事請負契約約款第27条6項に基づき受注者からインフレスライドの適用が申し出られたことが議会議事録に明記されている。

本項には「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは……」の記載がある。

- ② 付属施設の駐車場の完了検査に見られるよう、当局担当課は幼児ですら周知の水の性質（高い所から低い所へ流れる・窪みに留まる）さえ知らない一般常識に欠ける集団ではあるが、当時の社会情勢として工事期間中に人件・資材費等の値上がりは当然予想されていたことであり、前市長安部三十郎に至っては値上がりがあることを実体験として認識していた。

値上がりが予測できたものであったことを以下に述べる。

I 本件建築計画が市議会で審議されていた時期に、東日本大震災の復興事業

による人手不足・資材の高騰が進んでいることから、事業の開始を見送るような意見が出されていた。(証-3)

II 本件事業を開始するために、開かれた17会場での通告会の席上、参加者から事業開始後の工事費の追加の可能性を質問され、主催者の前市長・企画調整部長が声を揃え工事費の追加は行わないと言いながら、通告会から半年後に実施された入札会是不調に終わり、物価は確実に上昇していることを示し、前市長は実体験として物価高騰を認識している。(証-3)

III 県内他市町村でも入札不調が繰り返されていた。(証-4)

IV 国策として安倍内閣は物価の2%値上げを目標としていた。(証-5)

V 当時共産主義国家の無計画な買いあさりがあり鋼材関係の値上がりが顕著であった、現在は生産過剰で大幅に値下がりしている。(証-6.7)

VI 議会で指摘があったように復興事業のため建設関係の作業員不足が常態化し、国家事業である震災復興事業すら、いまだに完了していない。(証-4)

VII 当局は今後予想される人件費・物価の高騰に備えて約4500万円の資金を新たに確保していたことは人件費・物価共に上昇傾向であることを予想していた。(証-8)

以上の理由から、人件費、資材等の値上がりは十分予想可能であり、受注者の理由とした米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項「予期することのできない・・・」には該当せず、行政の監視機能を果たせない市議会の無能力を利用して承認を受けた、この条項を理由とした公金の支払いは違法であった。

二 米沢市の損害

議第65号の建築工事請負契約の一部変更契約金
金34,955,280円

ホ 求める措置

中川勝市長は、前市長安部三十郎が米沢市建設工事請負契約約款に反した変更契約を締結したことによって支払われた金34,955,280円を前市長安部三十郎に弁済を求めるか、違法に支払われた金34,955,280円を工事受注者に返還を求めよ。

第4 請求の受理

本監査請求は、平成28年9月27日に受付し内容を確認したところ、補正が

必要と認められたため、請求人に対し平成28年9月30日に補正を求めたところ、平成28年10月7日に請求人より補正書の提出がなされた。地方自治法第242条の所定の要件を備えているものと認め、同日付で受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

人件費、資材等の値上がりは十分予想可能であり、受注者の理由とした米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項（以下、「インフレスライド条項」という。）には該当せず、当該条項を理由として契約が議決され、支払われた公金、34,955,280円の支払いが違法とすることについて、インフレスライド条項の適用が適切であったかを監査対象事項とした。

2 監査対象部課

建設部 都市整備課
総務部 契約検査課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述については、請求人から陳述を必要としない旨の申し出があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象課の陳述

平成28年11月7日に監査対象課からの陳述の聴取を行った。

5 監査対象課に対する調査

監査対象課に対する聴き取り調査を適宜行った。

また、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件インフレスライド条項適用にかかる、契約変更内容の事実関係、適用条件、手続きの手順等について特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに事実認定業務を委託し、同会の会員技術士の派遣を受け、監査委員の立会いのもと、平成28年10月25日に監査対象課に対し当該事実認定事項について調査・確認を行った。その後、当該特定非営利活動法人から提出された住民監査請求に伴う事実認定業務報告書（別添）（以下、報告書という。）を参考とした。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

国土交通省の直轄工事では、労務単価の上昇を受け、一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用しており、また、平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること等とし、地方公共団体に対しては、適切な運用を要請したところである。（国土入企第29号 平成26年1月30日）（別紙資料1）

山形県においては、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第26条第6項の運用について（通知）」（平成26年2月5日付け建企第610号）（別紙資料2）により関係各機関へ通知するとともにその運用マニュアルを定め周知したところである。

米沢市では上記のインフレスライド条項の適用に関する通知に基づき、平成26年2月12日に米沢市のホームページ上において、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項の規定を適用することとし、その旨を業者に対し、周知したところである。

以下、通知分抜粋 原文

平成26年2月12日

第6項「インフレスライド条項」の適用

平成26年2月より適用する公共工事設計労務単価が決定・公表され、山形県の全職種単純平均では約8.2%上昇（平成25年4月1日制定単価との比較）したところです。そのため賃金等の急激な変動に対処するため、米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項の規定を適用することにしました。

このことを受け、工事受注者においては、インフレスライド条項に基づき、平成26年8月1日に米沢市へインフレスライド請求を行ったものである。

この請求にかかる変更契約については、議会に対し提出予定議案として平成26年9月18日の産業建設常任委員会協議会、同日市政協議会において概要説明を行い、同年9月19日に本会議において議第65号として上程され、産業建設常任委員会では審査の後、同年9月定例議会において議決されたものである。

また、本件について、報告書により、インフレスライド条項適用にかかる契約変更の内容の事実関係、適用条件の確認、変更請求概算額、請求根拠、発注者の

積算根拠、変更手続きに関する内部手続き等について、適正に行われている旨の事実認定結果を確認した。

2 監査対象課の陳述内容（要旨）

平成26年2月より適用された公共工事設計労務単価の公表により、山形県的全職種において労務単価が平成25年4月1日制定単価と比較し、平均で8.2%上昇があった。

この労務単価の賃金等の急激な変動に対処し、また、資材等の物価が上昇した事へ対処するために、国・県からの通達に基づき、本市においてもインフレスライド条項を適用することとした。

これにより受注者から発注者に対して請負代金の変更について請求があり、その内容を精査し、協議したうえで請負契約変更の締結に至っているものである。

本件は契約書のインフレスライド条項の規定に基づき請求を受けて、当該工事請負契約の一部変更をおこなったものである。本市におけるインフレスライド条項の運用については、山形県に準じており、スライド請求の資料等については、山形県のインフレスライド条項の運用マニュアルの条件をすべて満たしていることから、変更契約にかかる手続きを適切に執行し、問題はなかったと捉えている。

なお、この陳述にあたり、監査委員は次の事項について確認をした。

米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項では、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」として、いわゆるインフレスライド条項を定めているが、本件の「インフレスライド条項」の適用にあつては、この条項を文字通り解釈して適用したのではなく、あくまでも、労務単価等の改定に伴う賃金等の急激な変動に対応するため、国や県からこの条項を運用するものとした通知に基づいて適用したものであること。

3 監査対象事項に対する検討

以上の事実関係の確認及び調査等に基づき、本件住民監査請求について、前述の監査対象事項に従い、次のように検討を実施した。

国及び県では労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、公共工事標準請負約款第25条第6項、建設工事請負契約約款第26条第6項を適切に運用する旨を通知しているところであり、米沢市においても同様にインフレスライド条項を適用する旨を業者へホームページ等により通知し、周知を図ったものであり、受注者においては、インフレスライド条項に基づき、その請求をし

たものである。

請求人が述べるようにインフレスライド条項は「予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき、発注者または受注者が、請負代金額の変更を請求することができる措置」を定めているものではあるが、このたびは、賃金等の急激な変動に対処するため、国や県の通知を踏まえ当該条項を県と同様に適用したものであり、その対応は適切なものであると判断する。

よって、本監査委員は、『人件費、資材等の値上がりは十分予想可能であり、受注者の理由とした米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項「予期することのできない・・・」には該当せず、この条項を理由とした公金の支払いは違法である。』とする請求人の主張はあたらないものと考ええる。

第7 結 論

以上の「事実関係の確認」と「監査対象事項に対する検討」の結果に基づき、本監査委員は、次のとおり結論する。

本件監査請求については、棄却する。